

堺市会計規則の一部を改正する規則

堺市会計規則（平成19年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第67条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

令第164条第5号の規則で定めるものは、法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者が納付の委託を受けた歳入等に係る手数料とし、これに対する同号の規則で定める収入金は、当該歳入等に係る収入金とする。

別表第1の10の項中「次長」を「所次長」に改め、同表の19の項中「学校総務課」を「学校保健体育課」に改め、同表の25の項を次のように改める。

25	堺区役所市民課（パスポートさかい）	係長級以上の職で課長が指定するもの	1
----	-------------------	-------------------	---

別表第1の27の項を次のように改める。

27	総合防災センター	所長	1
----	----------	----	---

別表第1の37の項及び46の項中「次長」を「所次長」に改め、同表の57の項中「Ⅱ」を「所次長」に改め、同表の58の項中「Ⅱ」を「次長」に改め、同表の63の項中「Ⅱ」を「課長」に改め、同表の99の項、135の項及び138の項中「次長」を「所次長」に改め、同表の155の項を次のように改める。

155	削除		
-----	----	--	--

別表第1の222の項を次のように改める。

222	削除		
-----	----	--	--

別表第1の237の項中「健康医療推進課」を「健康推進課」に改める。

別表第2中「産業政策課」を「産業企画課」に、「都市政策課」を「建築都市総務課」に改め、同表選挙管理委員会事務局の項及び農業委員会事務局の項中「次長」を「事務局次長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年9月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。